

令和6年度第1回伊勢原市人権施策推進委員会 会議録

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和6年7月25日（木曜日）午後2時～午後4時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 全員協議会室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、井田委員、藤川委員、
福田委員、阿部委員、益子委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔配付資料〕

○資料1 伊勢原市人権施策推進委員会について

○資料2 各委員からの意見（令和5年度 主な取組の実施状況）

<資料番号なし>

○伊勢原市人権施策推進委員会規則

《審議の経過》

1 開会

○河原市民生活部長挨拶、事務局紹介

2 委員長及び副委員長選出

○次のとおり選出された。

委員長：押久保委員

副委員長：石塚委員

○委員長、副委員長挨拶

3 伊勢原市人権施策推進委員会について

（事務局）

○伊勢原市人権施策推進委員会の所掌事項や位置づけ、昨年度からの変更点を説明した。

4 議題

（事務局）

○1 基本的施策の推進(1)人権教育・啓発の推進から2 分野別施策の推進の(5)同和問題まで施策分野ごとに説明した。その後、提出された意見への審議及び補足されたいことや、追加の意見を求めた。

(委員)

・1-(1)人権教育・啓発の推進-②の黒髪小学校の出来事について、詳しく教えてください。

○委員から黒髪小学校で起きた児童と保護者に対する差別事件について説明があった。

(委員)

・ハンセン病の強制収容と旧優生保護法の問題については、戦後に国が関与したものとしては二大人権侵害であると思います。除斥期間は過ぎていると解釈するのが素直な考えであるが、国は認めようとしませんでした。法令の適用を違憲としたのは非常に数少なく、これが13番目であり、画期的でした。

(委員)

・ハンセン病の問題はとても大事なものなので、感想という形ではなく要望に変えることはできませんか。どんな人であれ人権は存在します。病人であっても、周りの対応の仕方は人権に配慮したものでなければなりません。色々な情報に惑わされて、その人がいなくなれば解決するという短絡的な考え方になることも危惧されます。自分事になって初めて差別が生まれる可能性があるということを知覚してもらいたいと思います。

(委員)

・もっと、こういった内容を多くの人に広めてほしいということはいかがでしょうか。

(委員)

・小説「砂の器」もハンセン病がテーマになっています。多くの皆さんに知ってもらうことが大切だと思います。

(委員)

・これはもっともひどい人権侵害です。誰しものが人権侵害をしてしまう可能性があるという意味も含めて、こうした問題を知り、多くの人に自覚してもらおうよう、周知・徹底させる施策を考えてほしいという形で要望に入りたいと思います。事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

・承知しました。

(委員)

・1-(1)人権教育・啓発の推進-①の「人権啓発講演会」について、学校の先生への動員について書かれていますが、実際のところはいかがでしょうか。

(事務局)

・人権啓発講演会については、市の教育委員会と共催という形で実施しておりますので、可能な限り学校の先生方にも参加していただいております。

(委員)

・外国人が市内に3千人ぐらい住んでいます。1-(2)相談・支援システムの充実-②「相談窓口対応に関わる研修」で、外国人に対する相談研修はあるのかなということを知りたいです。市でも対応できる人がいてほしいと思います。

(事務局)

・内容の整理をさせてください。外国人の方が市役所に来られた時の窓口対応ということでしょうか。

(委員)

・私には外国人から色々な相談がきます。例えば、昨日は夜10時過ぎに「妻が妊娠を考えている。その前に予防接種を受けたいが、どこでどのように受けられるか教えてほしい」というメールが届きました。市のホームページを調べたら、健康づくり課のページに風しんであれば半額助成されるということが記載されており、その内容をメールに添付して返信しました。聞けるところが分からないということでしょう。市民協働課の相談体制のことは、ある程度分かっていますが、他の課の職員も外国人に対応する研修がないのかなと思いました。

(事務局)

・ただ単に、言語を学ぶということではなく、各国の文化を学んだ上で対応するというのでしょうか。また、総合窓口での相談ということではなく、各課がそれぞれ対応するというのでしょうか。

(委員)

・たくさんある言語を学ぶのはきりが無いので、外国人のことを理解してあげる研修がないのかなと思いました。

(事務局)

・市の動きとしては、外国人の相談を一元的に受けられる窓口を来年度の途中には設置したいと思っています。これまではそういった窓口がなく、市民協働課で外国人の問い合わせを受けていたわけですが、「ぜひ、ここに相談してください」と表に出していたわけではなかったため、これを重点的に対応していきたいということです。これまで、職員の外国人に対する研修は、言語学習に関しては、仕事が終わった後に、親睦会という組織がスキルアップのためにやっていたことはあります。現在は「やさしい日本語」といって日本語をいかにかみ砕いて説明して意思疎通をするかについての研修をしています。ここ最近は、新採用職員向けに行っています。

(委員)

・それにしては一部の職員がひどい対応をしているということを聞いています。窓口に出る方には丁寧に対応してほしいと思います。

(委員)

・メールであれば、時間に関係なく、こういった言語であっても、市のほうでも読み解くことができるのではないのでしょうか。外国人の方も、メールであれば相談できますよということは打ち出していないのでしょうか。

(事務局)

・現状24時間対応はできていません。予算の関係で確実にできるというわけではありませんが、検討している外国人の総合窓口については、日常の困ったことをなんでも相談できるという形にしようということと、様々な行政手続をする中で同時通訳として、11言語以上対応できるようなオペレーター機能があるシステムを導入し、パソコン上で対応できるようにして解決に結びつけていこうと思っています。ただし、これも勤務時間中の対応となりますので、返信がすぐにできるようにするための手法については色々な意見を聞きながら対応していきたいと思っています。

(委員)

・話すことは苦手でも読み書きはできる外国人もいると思います。私もドイツ語に関しては、そのような状態です。メールでの対応ができればとても便利だと思います。さきほど、外国語を学ぶことには限界があるということ踏まえた上で、やさしい日本語についてお話がありましたが、これは相談をする上で有効なものでしょうか。

(委員)

・個人的に、やさしい日本語については丁寧すぎて伝わらないこともあると思っています。端的な言葉で説明するのが、一番分かりやすいと感じます。言語を学ぶことだけでなく、優しいコミュニケーションが大事です。日本人に対応するのと同じように外国人にも接してほしいと思います。

(委員)

・メールで対応するのはとても大事だと思います。最近では翻訳機もありますので、言葉に対するハードルは高くないと思います。日本語の得意・不得意に関係なく、どんな外国人であっても、窓口で相談があったときに、的確に対応できる能力が大切だと思います。その点でもすぐに対応してもらえる安心感が必要だと考えます。

(委員)

・相談者が日本国籍であるかどうかに関わらず、困っている人に対して、何が困っているか親身になって対応できることが大切だと思います。

(委員)

・それでは、1-(2) 相談・支援システムの充実-②「相談窓口対応に関わる研修」に外国人に対する相談研修の意見を入れたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

- ・承知しました。

(委員)

・以前、英語が分からない外国人が相談に来られました。書いてあることをひらがなにすることで対応できたケースがあります。市役所に全て任せるわけではなく、できれば私たちもひらがなを使い、ふりがなをふって対応することはできませんか。

(委員)

・私たちに相談に来ている人は、ふりがなをローマ字にしてほしいという人がいます。さらにはローマ字でも分からないという人もいます。

(委員)

- ・そのような方はどのような形で日本に来られているのでしょうか。

(委員)

・実習生という枠も変わってきており、全く日本語が話せなくても国内に入ってもらえるようになりました。前は必ず半年間の日本語研修があって、さらに2か月～3か月、日本語を勉強して入社されましたが、今は変わってきています。したがって、地域や学校、会社、行政と連携しながら、その方々に日本語を習ってもらわないといけません。

(委員)

・私も幼い時、外国に住んでいました。父は英語をある程度話せましたが、子どもである私は全く話せませんでした。それでも、その環境にいれば慣れていけました。ある程度、行政等に頼るだけでなく、周りの人と会話をしながら言語を少しずつ学んでいく、自分たちで積極的に学ぶ心構えも必要なのではないのでしょうか。

(委員)

・今も変わらないと思います。仲良くなった人と話す中で学んだり、日本語学校の存在を聞き、それに参加したりすることで日本語を習得しているようです。

(委員)

- ・それでは5分間休憩といたします。

(事務局)

○委員会再開後、施策(6)外国人から、(12)さまざまな人権課題まで説明した。その後、提出された意見への審議及び補足されたいことや、追加の意見を求めた。

(委員)

・2-(10)インターネット等による人権侵害-①の「行政機関における個人情報保護対策」について、マイナンバーカードの普及率は低い状況にありますが、その理由として国や県、市による個人情報管理の問題があると思います。その中でマイナンバーカードと健康保険証をひも付けて、今年の夏に1年間だけ有効な健康保険証が発行

されています。マイナンバーカードがなければ受診ができないという状況を国が作っています。私も含めて、不便な状況が発生する可能性があり、混乱が広がるのではないかと考えています。市ではこの問題に対してどのように対策をする予定でしょうか。

(委員)

・マイナンバー制度については憲法上、大きな議論があります。多くの学者は非難しています。個人情報管理の問題もありますし、これだけ国民の情報を開示していいのかという問題もあります。政治資金の問題等、政治家だけが当局が把握できないところを作っている一方で、国民の情報は明らかにして税金の取りっぱぐれがないようにするというのには批判があります。これを憲法違反として訴訟を起こす動きもあります。

(事務局)

・色々な御意見があると思いますが、市としては法律で決まったことを進めていくことが必要であるので、これまでもマイナンバーカードの普及を進める取組をしています。伊勢原市の保有率については、県内でも高い水準にあり、多くの方が取得しています。健康保険証との連携については12月2日以降、新規の健康保険証は発行しないということを聞いています。今お持ちの健康保険証については1年間使えるということになっています。持っていない方については申請主義ではなく、保険者から直接資格証を送るということで、医療機関に受診できるという流れになっていると私は認識しています。したがって、市で取り組むとすれば、多くの方に取得していただき、強制ではありませんが、健康保険証との連携をしていただければ、国の方針に沿って呼びかけていければと思っています。

(委員)

・連携するか、しないかは本人の意思で任意なのでしょうか。

(事務局)

・強制ではありません。資格証は期間がいつまで有効か定かになっていませんが、国の方針としては資格証で対応してもらおうということになっています。

(委員)

・マイナンバーカードしか受付しませんという医療機関がすでに存在しているようです。伊勢原は大きな病院が2つあって、医療機関が充実していると思いますが、マイナンバーカードと資格証が併用可能であるということについて、どのように説明しているのでしょうか。

(事務局)

・公平性の観点から、マイナンバーカードを持っていないから診療を受けることができないと、医療機関が制約することはできないと思います。

(委員)

・市役所としては、国の方針に沿って、適切に事務を行うということも分かります。少なくとも、国民からは反発が強いということだけは私個人としても認識しています。

(委員)

・マイナンバーの取得は任意です。私は市役所で受付業務をしています。必ず作ってくださいとは絶対に言っていませんし、健康保険証とのひも付けも強制していません。

(委員)

・承知しました。しかし、マイナンバー制度自体をやめる方向ではないということだけは確かだと思います。

(委員)

・2-(12) さまざまな人権課題-①の「性的少数者の人権」について、国の考えが変わり、法律がなければこうした方々は守られないと思っていましたが、全国の自治体で当人に寄り添った形の支援策が進められています。伊勢原市もファミリーシップ制度を導入してはいかがでしょうか。

(委員)

・トランスジェンダーについては、例外的に結婚が認められてきているようです。ファミリーシップ制度について、どのような制度だと考えていますか。

(委員)

・同性で生活をしている人について、子どもも含めて家族としての権利を認めるというものにするということだと理解しています。

(委員)

・事実婚に近いような制度でしょうか。私は名称からすると、子どもを含めてというような意味合いかと思いました。

(委員)

・それも含めてです。多様なあり方が存在しているというのが近年明らかになってきているように思います。そういう方々の権利をどうやって保障するのかというところから生まれた一つの考え方かなと思います。

○事務局からファミリーシップ制度について補足で説明をした。

(事務局)

・横須賀市が県内では先行してファミリーシップ制度を導入しています。県内の動向を注視しています。ただ、伊勢原市の場合はパートナーシップ宣誓制度の宣誓件数が少ないので、まずは制度の周知をしていくことが必要だと思っています。

(委員)

・一般の人にアンケート調査をする際に、年齢や地域、性別を書いてもらったほうが、結果を検証する際に役に立つ場合が多いと思います。現在、保護司会では市役所1階で「社会を明るくする運動」の展示をしています。展示会場にアンケート用紙を用意しようかという話もありましたが、性別等を書いてもらうのは人権侵害にあたる可能

性があるのではということで、結果としてアンケートを取りやめました。我々が普段生活する中で、男とか女とかいう観点をどの程度意識しないようにする必要があるのかということが、性的マイノリティの方々の人権に関わってくると思う。私の勉強不足なところもあるかもしれませんが、講義や講演会等で教えてもらえるところがあればいいなと思います。

(委員)

・ドイツでは男か女か、性の転換というところだけでなく、性別を決めることさえ拒否できる状況にあります。アンケート調査では、性別について書きたくない人は書かなくていいということを明示しておけばいいと思います。

(委員)

・何かを募集するときに、男女の内訳を把握し、どのような人が来てくれているかを知りたい時がありますが、性別の欄については※をつけることで、その部分は自由に記載または記載しなくても良いという形にすればいいと思います。

(委員)

・私は72歳になりますが、そのような教育をしないでここまでできてしまった。学校教育の中で伝える等、若いうちから教育してもらうことはもちろんのこと、年を重ねた人でも学べるような形があるとよいと思います。

○事務局から、性的マイノリティをテーマに昨年度実施した男女共同参画フォーラムについて紹介をした。

(委員)

・2-(8) 犯罪に関わる人権侵害-③の「関連団体の支援」について、滋賀県大津市で保護司が容疑者に殺害されたという事件が起きました。ドイツでは保護観察中に保護観察員が傷つけられたということがよく起きます。ただでさえ、保護司になる人がいない中、保護司の保護が必要ではないでしょうか。

(委員)

・たしかにこれは大変な問題で、つい最近もセキュリティ上、対象の人と一対一で会うのは怖いということや、面談をしている時に監視カメラがないといったことがあり、保護司になることを諦めた人がいました。これまでは、自宅に招いたり、相手の家に出向いたりして話を聞いていましたが、最近では国が各自治体に面接場所の確保をしてほしいというお願いをしています。ただ、事務的な面談をするだけでは保護司の存在意味が無くなると思っています。警察官が取り調べをするようなイメージではなく、その場でたわいもない世間話をして、日頃の悩みを打ち明けてもらうことが大切です。また、複数の保護司で一人に対して相談を聞くような形だと、相手は萎縮してしまうという問題があり、なかなか難しいです。ただ、国がいうように安全優先でいく必要があるというのも理解できます。なお、伊勢原市でも国がお金を出して、特定の面接場所を確保していますが、話を聞く中で相手が興奮して私たちに傷つけてきてしまっは元も子もありません。私は保護司になって20年以上が経ちますが、日本でこうした事件が起きたのは初めてです。

ただし、私が入る前には1件あったようです。私が保護司になった時には、相手をあまり怒らせるなよとか、座る位置は保護司が出入り口に近いほうにしろといったことを教えてもらう研修がありましたが、最近ではそういったことを教えてもらっていないようです。研修の内容も変わっています。理想としては隣の部屋に誰かがいて、いつでも声が届くような環境があればいいなとは思っています。

(委員)

・「大きな衝撃でした」だけで終わるだけでなく、保護司の保護を図る施策の要望を付け加えるという形でよろしいでしょうか。

(委員)

・保護司は法務大臣から委嘱を受けるという非常勤の国家公務員という形なので、市役所に要望をいうのはなかなか難しいかと思えます。

○委員から伊勢原市内における保護司の状況と年齢規定、保護司会に対する国の補助について説明があった。

(委員)

・市としては、保護司のセキュリティ保護について国に要望してもらおうということ意見に入れるということによろしいでしょうか。

(事務局)

・承知しました。

(委員)

・一つだけ言わせてください。近年の「社会を明るくする運動」について、伊勢原市は自分たちが主体となってやるものだという感覚で、保護司はそれをお手伝いするものだという認識に変わってきており、保護司会としてはありがたく思っています。

(委員)

・2-(7) 疾病-①の「正しい知識の普及」について、先日電話相談があり、話を聞いてほしいということでした。1型糖尿病をもつ子どものお母さんからの相談で、突然発症をしてしまったとのことでしたが、20歳になったら補助金がなくなり、それからは3割負担になり、月に3万円程度の負担があるといえます。平均寿命まで生きれば2000万円はかかるだろうという切実な訴えで、そういうことを知ってほしいという事例でした。

(委員)

・情報提供ありがとうございます。

(委員)

・2-(6) 外国人-①の「相談体制の充実・コミュニケーションの支援」に対する意見について、灰色になっている部分ですが、(11) 災害発生時の人権のところ移動すればいきてくるのではないのでしょうか。

(事務局)

・ 2- (1 1) 災害発生時の人権-①の取組状況に、外国人対策の内容が含まれているので、担当課へのフィードバックは必要ないのではないのでしょうか。

(委員)

・ 了解しました。

○事務局から、いただいた意見を庁内各課にフィードバックさせていただき、第2回の委員会資料とする旨を伝えた。

○その他、委員からの情報提供や、伝達事項等は無かった。

○副委員長から閉会の挨拶

以上